

## 会 議 記 録

会 議 名 称	第 4 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会 計 画 改 定 検 討 部 会	
日 時	平成24年12月18日(火) 午前10時00分～	
場 所	区役所 中棟4階 第1委員会室	
出 席 者	委 員 名	柳下部会長、石川(恵)委員、秋田委員、石川(貴)委員、植田委員、 木村委員、杉之原委員、寺田委員、中崎委員、花形委員、平田委員 <span style="float: right;">(11名)</span>
	区 側	環境部長、環境課長、地域エネルギー対策担当課長、ごみ減量対策課長、 放射能対策担当課長、みどり公園課長、都市計画課長、建築課長、 方南支所担当課長
傍 聴 者 数	0名	
配 付 資 料 等	事 前	資料1 杉並区環境基本計画改定 スケジュール案 資料2 杉並区環境基本計画取組状況等 資料3 杉並区の地域特性 参考資料 杉並区環境基本計画の改定について 参考資料 第3回環境清掃審議会 計画改定検討部会議事録
	当 日	第4回環境清掃審議会 計画改定検討部会次第 資料4 環境目標の達成状況 参考資料 計画の位置づけ 参考資料 杉並区の環境基本条例と環境基本計画 杉並区基本構想 杉並区環境基本計画 平成24年度杉並区環境白書
会 議 次 第	第4回杉並区環境清掃審議会 環境基本計画改定検討部会 1 開会挨拶 2 議 題 (1) 杉並区環境基本計画の改定について 3 その他	

第4回計画改定検討部会発言要旨 平成24年12月18日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>おはようございます。環境課長の内藤でございます。</p> <p>庁内、先ほどから音がしますけれども、工事中でございます、若干音が出ますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>定刻になりましたので、第4回の計画改定部会の開催をお願いしたいと存じます。</p> <p>部会員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の出席状況ですが、10名ということで過半数を超えてございますので、有効に成立をしてございます。</p> <p>本日の部会では、環境基本計画の改定についてのご審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>まず初めに、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>事前に郵送で送付させていただいた資料につきましては、資料1として「計画改定のスケジュール表」、資料2としまして、「基本計画の取組状況等」、資料3としまして、「杉並区の地域特性」、参考資料としまして、第1回部会資料の2として配付させていただいております「区の環境基本計画の改定について」、それと「第3回の部会の議事録」、これを追加送付してございます。</p> <p>また、本日、席上には「次第」と資料4としまして「環境目標の達成状況」、参考資料としまして「計画の位置づけ」と「杉並区の環境基本条例と環境基本計画」、以上の資料を席上に配付させていただいております。</p> <p>また、今日は「基本構想」、「基本計画」、「環境白書」、そちらを随時ご覧いただく場面もあるかと思えます。ファイルの中にとじ込んでありますので、それもお覧いただきたいと思えます。</p> <p>それでは、ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>おはようございます。</p> <p>今日から環境基本計画の審議に入りますので、頭を切りかえて議論を進めましょう。よろしく願いいたします。</p> <p>環境基本計画を今後、一定の期間で審議会としての考え方をまとめなくてはなりません。どういう審議の進め方をしていっていいか、基本的なところに</p>

環 境 課 長

ついて、少し事務局のほうでたたき台を準備しているようですので、まずそこからお話をいただきたいと思います。

まず計画改定のスケジュールをご説明いたします。資料1をお出しいただければと思います。

部会は、今回から月1回のペースで5回ほど開催を予定してございます。内容につきましては、記載のとおり、本日が「現計画の総括、評価と検証」を行いまして、次に、「今後の方向性について」ご審議をいただき、4月の部会で、そこでのご意見を「答申案」としてまとめていただきたいと思っております。

また、計画の改定についての留意事項でございますが、お手元にあります資料のうち、参考資料、第1回部会の資料をお出しいただければと思います。

参考資料の「杉並区環境基本計画の改定について」と、参考資料を用意してございます。

計画の改定に向けての基本的な考えとしましては、本計画は新たな基本構想に定める将来像の実現に向けた環境分野における計画でございます。これを踏まえた上で、審議会では、区は現行の基本計画をどのような考えで改定していったらよいか、これについてご議論いただきまして、その方向性を示していただくと、このようなことを考えてございます。

また、審議の進め方でございますが、まず現行計画の総括としまして、これまでの取組や行政側の評価につきましてご意見をいただきたいと思っております。その後、審議会・部会では、現行の基本計画に対する評価をお願いするということになります。

次に、この評価をもとに、改定に向けての取組の方向について、今後重点的に取り組むものや新たにに取り組むものなどをご議論いただきたいと思っております。

また、参考資料の裏面をご覧いただきたいと思っておりますが、中ほどに新たな基本構想を環境面から補完する環境基本計画の目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」、その下にございます「10年後の姿」、さらに下にあります「取組の基本的な方向」を記載してございます。

この部分につきましては、既に基本構想を策定する際に議論されてございまして、確定ということでございますので、一応変更はできないというような考えで進めていきたいと思っております。

このことを踏まえまして、基本計画とこれらとの整合性を図る上で、必要があれば、その下段に「施策」の下にございます「Ⅰ」から「Ⅴ」の基本目標の表現とか、あと施策や事業などについて変更することを含めまして、ご意見をいただき、計画改定に当たっての基本的な考え方、方向性を示していただきたいと思っております。

次に、資料1の「スケジュール」に戻っていただきたいと思っております。

1月から3月の部会では、基本計画の14ページにございます5つの基本目標をⅠとⅡ、ⅢとⅣ、Ⅴの3つに分けまして議論していただくことを予定しております。

その体制としまして、基本目標のⅠとⅡは1グループ、ⅢとⅣは2グループ、Ⅴは3グループで議論していただき、まとめていくことができればと考えております。

部会員の皆様には1、2、3のいずれかのグループに属していただき、重複も可とさせていただきたいと思っております。また、それぞれのグループには基本目標に関連する所管の職員も入りまして議論を進めていきたいと、このように考えております。

なお、基本目標のⅠからⅣにつきましては、それ自体が目標であるのに対しまして、Ⅴは他の基本目標を達成するための行動原理ということで位置づけてございますので、3のグループにつきましては、部会員全員が属するのがよいのではないかと考えております。

また、大変恐縮でございますが、会場の確保のために部会の日程をあらかじめ決めさせていただいております。

第5回につきましては、1月29日の火曜日でございますが、午前10時から。また、第6回につきましては、2月5日、これも午前10時から。また第7回につきましては3月の下旬を予定しておりますが、これはまだ時間等未定でございます。

事務局の案としてでございますが、エネルギービジョン関係が1月中に中間のまとめができるという予定があるものでございますので、1月29日につきましては、基本目標のⅢとⅣを、2月5日につきましては、基本目標のⅠとⅡを、基本目標Ⅴにつきましては、3月の下旬にグループ討議をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

部 会 長	<p>ありがとうございました。大変多くのことをお話しいただいたと思います。まず委員の皆さんにお諮りしたいのですが、環境基本計画の前回の審議にご参加された方はどなたでいらっしゃいますか。</p> <p>一、二人……。</p>
部 会 長	<p>2人だけでしょうか。何らかの形で、環境基本計画の審議や検討などに参加された方は、いらっしゃいませんか。あるいは区民の立場で、それに対してコメントを出すなどのかかわりをもった方はいらっしゃいますか。</p>
D 委 員 部 会 長	<p>私は、しました。団体から意見を提出しました。</p> <p>わかりました。</p> <p>環境基本計画とは一体何であるかといったことあたりから、今日は最初に認識共有した上で議論を始めたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>今参考資料を使っていたいで、まず大きく環境基本計画って何なのかというこの説明がありました。基本的な考え方というのは出ていますし、それから既に骨格が参考の裏のほうに示されていて、今回の環境基本計画を白紙からつくるかということ、実は従来の環境基本計画、それから上位計画であるところの杉並区基本構想、こういったもので、ある程度基本的な枠組みがこのように整理されているのだということです。この整理の上に立って議論を行ったらどうかという話等がありました。</p> <p>あわせて、この前提にするならば、審議の進め方として、今日骨格的なことをやるのですが、参考の裏に書いてあるローマ数字の大文字のほうのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとありますよね、一番下に。この5つのブロックに分けてやったらいかがですかということと、それからそれをⅠ、Ⅱで1つのグループで少し作業的なことをやって、Ⅲ、Ⅳで作業的なことをやって、さらにⅤは、いわば横断的な問題ですので、一番最後に検討したらいかがかといった問題提起が今なされたというふうに思います。</p> <p>まず最初の議論として、環境基本計画策定に関する基本的な認識だとか位置づけだとか、まずこの辺に関して、これまでの事務局の説明において何か疑問点だとか質問事項だとか、ございましたら、いかがでしょうか。</p> <p>率直に最初の段階でお話をしたほうがいいのかと思いますので、後からもう一回議論することは、なかなかしにくくなりますので、環境基本計画とは何ぞやとか、そういう意味で。あえて言えば、そこらいかがでしょうか。</p> <p>D 委 員 環境基本計画、今回改定に当たって、私なりに一生懸命考えたのですけれど</p>

	<p>も、何度もおっしゃっていらっしゃるように、目指すところは総合計画であつて、もう目指すところが決まっています、方向性って前回の一般廃棄物処理基本計画のときもおっしゃった気はするのですが、会長がおっしゃるところの図の中で、私たちが提案できるのも、もとは決まっています、目標として環境基本計画の中にあるⅠからⅤの目標は私たちの提案で変えることができる。つまり、方法なのですけれども、方向性って具体的に何をおっしゃっているのかが、わからないのです。</p> <p>もう目指すところは決まっている。今ある施策で具体的なことは行政が決めるって、どこかに書いてあった。その裏のところに「行政の具体的な取組み」は「行政が検討するレベル」。つまり、細かい施策は行政が決めるよ。目指すところは、もう大もとで決まっているよ。そうすると、方向性というのは、何をおっしゃっているのかということをお教えいただきたいと思います。</p>
部 会 長	<p>資料の読み方がわからないということですね。事務局から何かございますか。先ほど一応一通り説明いただいたのですが、ここは、よく踏まえておきたいので。</p>
環 境 課 長	<p>すみません、言葉足らずだったところがあると思いますけれども。</p> <p>既に先ほどお話ししましたように、環境基本計画の目標というのは決まっています。それを目指して、それぞれ基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、これは前回の計画でございますので、それとの整合を図らなくてはいけないということで、できれば、ⅠからⅤについては、そのままの形で整合は事務局としてはとれていると思っているのですが、それを方向性ということで、もし中を少し変えたいとか、表現の仕方をもう少しどうしたらよいかということは議論の対象にはなるかと思えます。</p> <p>それに基づく施策、いろいろな事業がございますが、もう少し拡充するような事業は、こういうものがあるのではないかとか、そういうご議論をいただいて、基本目標を固めていきたいということをお話をさせていただいた。ちょっと理解が難しいでしょうか。</p>
D 委 員	<p>そういたしますと、具体的な施策についても意見を述べて、それがその後、行政側が、これはやはり施策として有効ではないかと思われた場合は、施策として取り上げられる可能性があるというふうに考えてよろしいですか。</p>
環 境 課 長	<p>そういうことでございます。</p>
D 委 員	<p>そうしますと、片や方向性という大きな問題と具体的な施策と一緒に言えば</p>

<p>部 会 長</p>	<p>一緒なのですけれども、何かあっち行ったり、こっち行ったりしてしまうのではないかという不安もあるのですけれども、委員の皆様方はそのところは整理されて議論ができるのでしょうか。</p> <p>そこはしていかないといけないですね。</p> <p>たとえばいうならば、目標というのは、霧の向こうにある灯台の明かりがどちらを向いているかです。それをはっきりと到達点を示そうというのが目標なのです。霧の中をそこまでどうやって船を進めていくかという、これは戦略です。あるいは道筋と言ってもいいのですけれども。道筋をつくらなくてはいけない。でも、具体的には時々刻々の状況の中で船を進めなくてはなりません。進めていく詳細については、行政というそれを専門に行なう組織をつくって、そして区民が支えているわけですから、日々の運営管理はやってくださいということで理解いただけませんかでしょうか。</p>
<p>D 委 員 部 会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>抽象的で悪いのですが。</p> <p>この資料をもう一回見ていただきたいのですが、「杉並区基本構想」があって、ここに「将来像」が書かれてありますね。これは大きな目標である灯台の灯りはあちらのほうですよというのがあって、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの5つの分野でこの目標ができています。このⅢを受けて、環境基本計画の方向にしてください。「みどり豊かな環境にやさしいまち」というのがこの基本構想の中でも既に議論は済み、策定されています。ここからおかしいのではないかと問われてしまうと不整合になってしまうので、ここまではご理解ください。</p> <p>それから、前回策定された環境基本計画では、「10年後の姿」、「取組の基本的な方向」というのができているのです。これは基本的に踏襲したらいかかでしょうかということで、具体的にはその下に矢印があって、より詳細にロードマップをつくっていくためには、大きく5つの柱で道筋をつけていったらいかかでしょうか。</p> <p>これは5つが本当にいいのか、6つにしたほうがいいのか、もっと集約したほうがいいのかということは議論の対象になり得ますと先ほど説明があったと思います。</p> <p>5つがいいかというのは、今日議論してやっておかなくてはいけない。ところが、Ⅰの中に何入れるか、Ⅱの中に何入れるかというのは、今日はできないので、Ⅰ、Ⅱは一緒にして2月5日、Ⅲ、Ⅳは一緒にして1月29日と言われ</p>

D 委員	<p>た。そういう区分けでいかがですかという説明だったと思うのです。</p> <p>そこはよろしいですね。</p> <p>「はい」と返事をして本当にわかっているのか、自分でも不安はあります。でも、会長がしなければならぬとおっしゃるので、できる限り努力はいたします。</p>
環境課長	<p>D委員がご心配になるのは重々わかるのですが、その方向性を出していけるような資料は事務局のほうで出していきますので、それに沿って議論をしていただければ、環境基本計画の方向性を導き出せるような形での資料の作成はこちらで出させていただきます、こんな形でご議論していただきたいのですよという提示をさせていただくということで、ご心配はあるかと思っておりますけれども、その辺はご理解いただければと思います。</p>
部 会 長	<p>どうぞ。</p>
D 委員	<p>私は、前回の一般廃棄物処理基本計画のときに全体の流れがよくわからなくて、大変ご迷惑をかけたと思っています。行政が出していらっしゃる資料というものの意味がなかなかつかめなかったというのが私の正直な感想です。ですから、その資料については、当然事前配付も去ることながら、なぜこれが今出されるかということも、そのときにきちんとご説明いただきたいというふうに思いました。</p> <p>もう一つ、これのまとめ方なのですが、同じく一般廃棄物処理基本計画の前回のまとめ方のこの間の審議会で中間のまとめというか、骨子案が出されましたけれども、これから先、今ここ基本計画やっていますから、これ言うのも失礼なのですが、どういうふうに骨子案を形にしていくのかということもわかりませんし、この基本計画は一般廃棄物処理基本計画のときと同じように4月にまとめるときに、中間のまとめをなさるのか。そのまとめはこの部会で一応こういうまとめを出しますよということで共有させていただけるのか。そのところを教えていただきたいです。</p>
部 会 長	<p>今回のお話は、進行の流れですね。</p>
D 委員	<p>はい。</p>
部 会 長	<p>今の件は資料1をご覧くださいということになると思いますが、最終的に9月の改定、それから6月の答申というのが大きな目標になっていますね。事務局としては、最終的には9月に改定をどうしてもしたいのだということだと思います。</p>



	<p>改定の前には、役所の中での詳細な検討とそれからパブリックコメントなど「区民等の意見提出手続」があります。だから、杉並区民であれば、あるいは区民でなくても提出することができる。条例上どうなっているか、私はわかりませんが、これは杉並区民だけなのですか。「区民等」と書いてあるのでしょうか。</p>
環境課長	<p>パブコメですか。</p>
部会長	<p>ええ。</p>
環境課長	<p>基本的には区内に在住・在勤・在学している方および、区内において事業活動を行う事業者です。</p>
部会長	<p>杉並区で働いている人で、区に関係する場合はいいということですね。</p>
環境課長	<p>そうですね。</p>
部会長	<p>だから、区民というか、住民票ある人とは限らないのかな。何らかの形でかわり合いのある人という。</p>
環境課長	<p>区内事業者もそうですね。</p>
部会長	<p>こういう手続をやりますので、それはその中身を言うのが今目的ではなかったのですが、そういう手続考えると、3カ月ぐらい前に答申が欲しい。こういう要請があります。ただ、審議会の中で議論していたら非常に白熱し、中途半端で出すにはいかぬということになったら、これは私の責任において、皆さんの総意を踏まえ事務局と相談しなくてはいけないと思います。</p> <p>6月に答申を出すにはあと6カ月しかありませんが、先ほど経験者の方が、お二人しかいらっしゃらないということで、いきなり環境基本計画の中身になじんだ議論ができるというのは、なかなか大変ですよ。そのためには、この1月、2月、3月に部会が3回あるのですが、この段階では、全体像なかなか見えないかもしれないけれども、個別の問題に関して、これまで何をやってきたのか。これまでの計画はどうであって、何をやってきたのか。その結果はどうなっている。どういう問題あるのかというあたりをよく情報共有をして、これからの5年先、10年先というものを目指したときに、一体杉並区として行政はもとより、住んでいる方、ここで働いている方、活動されている方として、どういう目標のもとに、どういう取り組みをやっていったらいいのだろうかという議論を、それぞれ1、2、3について、ぜひさまざまな角度から議論していただきたいと思います。それを束ねて、計画の1つの先ほどお話した目標があって、そこの道筋ですよ。詳細は、あとは行政のほうでとりまとめてくだ</p>

	<p>さいという、そこまで仕上げるための区分をするのが4月、5月ですよ。ね。</p> <p>方法として、皆さんに手分けして書いてもらうという方法もあるかもしれないのですが、従来、そういう方法で作成しているところ、実際あるのですが、杉並区では、多分それまでお願いしていなかったもので、従来はここで議論したことを念頭に置いて、事務局のほうでたたき台をつくり、皆さんのほうでチェックしていただいて、またたたき台をつくり、チェックして、この往復をやって、答申までこぎつけたいと、多分こういうことであろうと思うのです。</p> <p>そういうことでよろしいですか。</p>
環境課長	ええ。流れ的には、そういう形で考えています。
J 委員	灯台までの時間軸を確認したいなと思います。この真ん中の「環境基本計画の目標」は「10年後」というふうになっているのですけれども、これは何年のことでよろしいのでしょうか。
	それから、その上のほうの「基本構想」というのは何年後かということと、それに伴って、改定はどのぐらいのスパンで行われるのでしょうか。
環境課長	基本構想は、24年に改定してございますので、33年までの計画になります。
部会長	33年。今10年計画を念頭に置きたいということですね。
環境課長	はい。
部会長	基本構想は、既にそうなっているということですね。
環境課長	はいそうです。10年ビジョンという形で。
部会長	この上位計画、上位構想が既にそうになっていますよと。だから、それに合わせたということですね。
F 委員	この環境基本計画については、9年計画になるのではないですか。
環境課長	そうですね。
J 委員	ありがとうございました。
部会長	基本的なところで、いかがですか。環境基本計画というものの位置づけ、この審議会ではどういうあたりを、何を議論していくのか。どういう手順でやっていくのかということに関するご意見など。
	Aさん、お願いします。
A 委員	今回かなり資料をいただいているので、実際の「杉並区の基本構想」の中の「将来像」として「支えあい共につくる安全で活力あつてみどりの住宅都市」の住宅都市というのは杉並区の地域特性というのはこういったものですよという資料をいただいていますよね。実際の災害が起きたから今回改定するという

	<p>方向だと思うのですが、この中に5つも入っていて、それで私は考えていたのは、資料がたくさん入っている中で、実際に区のほうでやられていて、「これまでの主な取組」という資料2のところに書いてあるような取り組みがあつて、「評価と課題」があると。これに対してのどういうふうに評価して方向性をつけるかという話し合いをすることだと思っているのですが、</p> <p>だから、大枠というのはもう決まっているのであって、実際に区でやられていたことを私たちがどんなふうに評価して、もうちょっと足したらいいとか、減らしたらいいとかというような形で少し訂正していくとか、何か方向をもう一回改めて考え直すという形のやり方なのかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。</p>
環境課長	<p>今回、資料2として事前送付させていただきました「取組の状況等」、これを今回総括的にはやりますけれども、今後IからVまでそれぞれ細かくやっていきまして、これまでの取り組みの中で、これについては特に問題ないよ、ここについては少し課題があるのではないのかというような行政側からの評価だけではなくて、委員皆さんの評価をここに加えていただいて、その評価が方向性を導き出していくというような1つのステップになるのかなと思っています。</p> <p>今回、資料2にございます「今後の方向性（案）」というような形で、それぞれ基本目標ごとに――空欄になっていますけれども、ここをつくっていただければと。</p> <p>この案をまとめていけば、「基本目標」の方向性というか、今までこういう状況の中で取り組んできたけれども、ここが少し足りないとか、ここをもう少し充実したほうがいいのか、ここはもう達成できているねとか、そういう具体的な討議を次回から進めていながら、何がこの基本計画に足りなかったのかと。次の計画については、ここを少し重点的にやったらどうかというような提案、方向性を出していただければというのがこの部会にお願いしたいということだと理解していただければと思います。</p>
部会長	<p>よろしいですか。先に資料2とか、そういうのを先取りして見てしまうと、何かもう決まっているのではないかと考えることなく、あくまで、参考のために準備していただいたものであります。この資料をチェックすればいいのですよねというのは、ちょっとどうなのでしょう。</p> <p>まず、本当に骨格のところだけ、今とりあえず議論をしておきたいのです。</p>

G	委員	<p>すみません。全く議論の枠から外れるかもしれません。質問です。</p> <p>今この楕円の丸で囲まれた「施策」について、5つの枠に分けて取り組みの方向を審議していくという形になるということなのですけれども、その際に基本的なところで、その上の上位計画、「取組の基本的な方向」でワン・ツー・スリーとあって、「再生可能エネルギーを活用」とか「ゆとりとうるおいのみどりのまち」、3つ目が「一人ひとりが環境づくりの主演」となって、割と市民も行政もみんなでやりましょうというような感じのワン・ツー・スリーのスリーが入っているという気がするのですけれども。</p> <p>「施策」というふうに見ると、IからIVまでは行政が、杉並区がやっていること。じゃ、市民は今までどんな取り組みをしてきたのというのと、三者共同みたいな形でこのワン・ツー・スリーをやるために、どんな取り組みがあったのかというのがVにまとめちゃうと、それぞれのポイントについて、行政の方の努力だけしか見えなくなっちゃうような気がすると思うのですけれども、でも、やはり落ちつきどころ、こういうふうに整理すべきなのでしょうか。やはり行政の話なのだから行政のところで整理して考えて、市民に対してとか事業者に対してというのは、それは大皿でまとめて考えたほうがいいのでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
部	会長	<p>そうですね。もう少しこういうI、II、III、IV、Vの内容だとか、では、これが従来どういうふうな内容であったのかとか、少し中身に入った話を次の段階でやろうと思っていたのですが、だんだん入ってきたので、今ご指摘のあったような話は、今ここでやるのではなくて、次の段階でよろしいですか。</p>
G	委員	<p>はい。</p>
部	会長	<p>一応、今ここでは、大きく環境基本計画というものを考えるときの上位計画との関係だとか、従来つくったものの改定というもので、大きくはここに書いてあるような流れの中でやります。具体的にI、II、III、IV、Vって一体何だろうとか、そもそもI、II、III、IV、Vでいいのかどうかというのは、次の段階に行きたいのです。</p> <p>もし、こういう大枠でよければ、もし、気がつかれたら、また後で戻っていただくこととして、そもそも環境基本計画とは一体何なのかとか、従来の計画では何のついてどういうことを定められてきたのか。そもそもI、II、III、IV、Vって何なのかというあたりを議論していきたいと思うので、そちらのほ</p>

<p>環境課長</p>	<p>うの説明をやっていただけますか。資料が出ているようでありますので。  それでは、資料の参考資料のほうを見ていただければと思います。  「環境基本条例と環境基本計画」という席上配付させていただいた資料です。</p>
<p>部会長</p>	<p>これですね。1枚の紙ですね。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それを見ていただいて、そもそも環境基本計画とはどういうもので、なぜ今回改定するのかというところの基本的な事項について共通認識を図っておきたいというところでペーパーを急遽用意させていただきました。本日席上のほうに配付をさせていただきます。</p> <p>まず始めに、なぜ環境基本計画を今回改定するのかというところをご説明させていただきます。</p> <p>現行の計画につきましては、先ほどありましたように平成22年5月に国の政権交代がございまして、国の環境政策の変革や省エネ法ですか、そういうものの法律や都の環境確保条例、こういうような改正がありました。そのような新たな環境問題に関する制度とか仕組みが構築をされてございますので、それに対応をするということで改定をしたものでございます。</p> <p>今の計画は、それから2年が経過したというところでございます、そのような中で平成22年の7月に首長が交代をしまして、新たな首長のもとに本年の3月、基本構想と総合計画が改定されたというところ等がございます。それらとの整合を図るということ。また前回の改定以降の社会状況の変化がございました。東日本大震災に伴う原発事故を契機にしたエネルギー問題とか地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻になってきたこと。そういう中で、循環型社会とか低炭素社会の構築、自然環境の保全・再生など、環境への意識が相当高まってきているというようなところで、こうした区政を取り巻く状況の変化に的確に対応するというために、今回計画の見直しを行い、この計画を軸に「みどり豊かな環境にやさしいまち」を区民と事業者と行政が相まって、それぞれの役割と責任を果たしつつ、協働してつくっていかうというところから、今回改定するというような趣旨でございます。</p> <p>また、そもそも環境基本計画とはどういうものかというところでございますが、参考の資料として記載してございます。</p> <p>区では、これまでそういう環境問題に対応するために記載してございます「公害防止対策」とか「地球温暖化の対策」等々、さまざまな環境関連の施策</p>

<p>部 会 長</p>	<p>を行ってきてございます。そういう中で、近年は環境の問題を分野別ということではなく、生活環境、自然環境などの関係から総合的にとらえるということが必要になってきました。</p> <p>さらに、現在の環境問題につきましては、通常の事業活動や日常生活による環境への負荷の増大に起因しているということから、区民一人ひとりの消費行動を環境への負荷の少ないものへ誘導するということを視野に入れた総合的な環境保全施策の取り組みが求められるようになってきていると認識しています。</p> <p>区民の環境に対する意識も変化してございまして、ゆとりとうるおいのある生活や自然とのふれあいなど快適な生活に対するニーズが高まってきています。このような中、よりよい環境を将来に引き継ぐために、区民、事業者、行政がその責務を自覚しながら、長期的な視点に立って積極的に行動することが必要だと、重要だと。そのための取り組みの方向性を示す必要が生じてきているということです。</p> <p>このことから、基本理念や区民、事業者、区の責務、そして施策の基本方針などを明らかにするために、平成8年に環境基本計画を策定してございまして、翌年の9年には環境基本計画の策定の根拠となります条例を策定して、広く区民に区的意思を示し、2度の改定を経まして、各分野が連携しながら、環境保全のための取り組みを着実に進めているところです。</p> <p>また、一連のこのような取り組みを持続可能で快適なまちづくりへとつなげていくには、区はもとより、区民、事業者など地域社会のすべての人がこの基本計画を軸に相互に連携・協力しながら、環境保全に取り組むことが不可欠ということから、それぞれの立場で環境に配慮する行動指針、役割というものですけれども、これもあわせて基本計画の中でお示しをしているというのが現在の環境基本計画というものでございます。</p> <p>1回ここで区切っていただいていいですか。</p> <p>環境基本計画ってわかったでしょうか。難しいのですが、私のほうでも補足説明をします。</p> <p>すでに皆さんが承知されていることかもしれませんが、日本でいわゆる昔、公害問題、自然法問題と言っていました、そういった取り組みが始まったのが、昭和四十五、六、七年ぐらいなのです。そのころから、公害国会というのがありまして、そのときは環境破壊をいかに鎮圧していくかということと、そ</p>
--------------	---

環境課長  
部会長

れから非常に貴重な自然が傷みつけられている、その貴重な自然をいかに保護するかということでした。

だから、どうしようもない環境破壊を早く解決して、立派な自然をいかに保護するかという施策を1990年ぐらいまで続けて実施してきました。そのころは環境基本計画をはじめとする計画的な施策は殆どなかったのです。

当時は、杉並区も環境基本条例はなくて、多分公害対策基本条例というのがあったのではないのでしょうか。

はい。

全国の自治体そうなのですが、東京都ではいち早く、昭和20年代の後半ぐらいに制定しています。1980年代の後半から90年ぐらいにかけて、地球環境問題が大きな課題となり、とにかく環境破壊を何とか鎮圧しようとか、立派な自然環境を何とかすればいいという話ではなくて、そもそも地球というのは限られた星の中で、そこであるいろいろな資源というものを我々は恵みをもたらって、それで生活もしているし、実は産業活動もきちんとした水と空気があるから、産業活動できるのでしょうか。資源も有限であるでしょう。

そういうふうになると、従来の考えから、全体としてこの星の中でどうやって生存していくか。「持続可能な発展」、「持続可能な開発」という言葉ができたのです。そういう考え方が必要だということから。

そうすると、法律をつくって罰するとか、許可制が必要とかという法律だけではなく、そういう取り組みを国としても自治体としても、いろいろな場面で何が問題なのかということとを共有する目標をつくり、目標達成のための手順を明確にした政策をつくり、役割分担して推進する。さきほど責務って難しい言葉で言っているのですが、役割分担のことです。要するに行政も事業者も住民もNGOも、それぞれがどういう役割を分担していったらいいのかということとを定めて、そしてそれぞれがきちんと責任を持って取り組んでいくような、そういう仕組みにならないと、なかなか地球環境を意識したような環境問題の解決はできないという流れになる。

そこで出てきたのが世界では地球サミットというのが1992年ありました。その中から、いろいろなことが合意されたのですが、自治体との関係で言うと、アジェンダって行動計画という意味なのですが、「ローカルアジェンダ」という言葉が出てきたのです。ローカルアジェンダ、要するに自治体レベルでの行動計画。これは何かというと、事業者も行政もみんなそれぞれが主役なのだと

環境課長  
部会長

いう考え方でできたのですけれども、一部の自治体では、まだローカルアジェンダというのを一生懸命やっているところもありますけれども、日本の中では、環境基本計画というものを国も定めましようとなりました。できれば、それを自治体もやったらいかがですかという方向が出てきたのが1993年にあるのです。それは環境基本法という法律ができたのです。

日本は、国は1994年から環境基本計画という新しいそういう考え方、要するに問題点をその時点で整理して目標をつくって、着実にやっていくような、そういう計画をつくる。そして、それを計画のとおり実施して行って、できないのだったら評価をして見直しをしていくという、PDCAサイクルと言っていますけれども、「P」というのは「プラン」。「D o」は、「行動する」。「C」というのは「チェック、評価する」。「A」というのは「アクション」と言っているのですが、見直しをするという。こういうふうな進行管理をしながら、だんだん目標に向けて、実現に向けて取り組んでいこうという、すべてのセクターを巻き込んでいこうと、こういうような考え方です。こういう計画をつくるというのが全国の自治体にそれがどんどん波及するわけです。

今のお話を聞いていると、区では1996年に環境基本計画をつくったということでした。ですから、時代的に合っていますよね。しかも、条例を97年につくられたというので、まさしく流れから言うと、非常によくわかります。

こういう流れの中で杉並区は96年ぐらいからやってきましたということですね。

今回環境基本計画改定を何で実施するかというと、2年前にやったときから——区長さん、かわられたのですよね。

はい。

そういう先ほど政権交代とおっしゃった言い方というのは、多分そういったようなことも含めるのと、3・11東日本大震災というような問題もあったので、新しい状況の中でまだ期間が短いだけれども、あえて、その後の最近つくった計画を見直しして、そして、もう一回こういう目標でいいのかなど。それに目指して何をやったらいいかという。それから、役割分担は果たして、区民の役割がもっと大きいのににもかかわらず進んでいないということでしたら、もっと強めるかとか、こういう議論をここで1回きちんとやって、環境基本計画を見直しをする。もうちょっと強く言うと、作り直したいというお話だと思ふのです。



		大体合っていますでしょうか。
環 境 課 長		はい。
部 会 長		わかりやすく説明したつもりですが、基本的には同じことを言っています。
環 境 課 長		この白書の資料編に70ページぐらいから年表的なものがありまして、今部会長が説明された環境基本法等が書いてあります。杉並区と東京都と国との比較したものもありますので、それも参考にさせていただければと思っています。
部 会 長		よろしいでしょうか。環境基本計画とは何というのは、どうぞごさいましょ うか。
F 委 員		ここにいただいている参考資料にもあるのですけれども、環境基本条例が基本 ですよね。その条例をまず全体で確認しなければいけないと思うのです。
部 会 長		これですね。
F 委 員		ええ。その中にありますね。その作業がないと基本構想はあるのはわかりま すし、それを変える必要がここであるわけじゃないのもわかるのですけれど も、構想の中に、もし条例にあって取りこぼしている部分があるのであれば、 施策のところを補っていくということをしなければいけないと思うのです。
		ですから、まず条例はどうなのか。条例違反になっていないのかということ ろから構想をチェックしなきゃいけないだろうと思うのです。
部 会 長		これ1回関係するところの点検を最後にしたいのですが、事務局のほうでア ドバイスしていただけますか。
		2ページ目ですね、これ。第9条というところじゃないですか。第9条に 「環境基本計画等」と書いてありますね。これですね。
F 委 員		そうですね、はい。
部 会 長		第9条の第1項はよろしいですね。第2項、何を定めるかというところの目 標、施策の体系、それからその他重要事項になる。それで、基本は目標を定め る。私、さっき目標を灯台にたとえてお話しましたけれども、「施策の体系」 というのは、これは行政施策だけなのでしょう。ここは後で十分議論したい と思いがすが。
		区民や事業者やNGOの関係だとかも全く知らないという形なのか、いや、 そういった取り組みも含めて全体を網羅的に入れて、ただ、NGO、NPOな どの具体的な取組の中身まで、行政計画が詳細に触れるというのは変なので、 行政施策のところ为重点を置かざるを得ない。それから、そのときにほかの施 策に対しては、行政としてどんなことができるのかということ例えば支援す

	<p>るのだとか、情報提供するのだとかというのも1つの間接的な取り組みなのですが、ここの読み方です。施策の体系というのは、一体どういうものかというのがポイントだと思います。</p> <p>それから、第3項では、何を入れるのかというのがずっと書いてあって、1、2、3、4、5、6、7とある。1は「公害防止」、「生活環境保全」、いわゆる昔の公害と言っているところ。2番、「水」、「自然環境」、緑だとか景観だとか、こういったようなこと。3番、「ふれあい」、これも人工的なものと自然的なものの全体を人間と一緒にどうやって構成していくかという話。4番が——「景観」は4番になっているのですね。「景観」と「歴史的な文化遺産の保全」、それから「エネルギー」、「ごみ減量」、それから「地球温暖化」だとか「オゾン層」とか「地球環境保全」、そのほか「環境の負荷の低減に関すること」と書いてあるのですが、大体こういったところが対象だということが書いています。</p>
F 委員	<p>ですので、今ご説明が特になければ見解を申し上げたいのですけれども、区としてのご説明ありますか。条例と構想にそごはないでしょうかという。</p>
環境課長	<p>条例を尊重してつくっているというふうに認識していますので、そごというのではないというふうな思いでございます。</p>
F 委員	<p>その構想の中には、構想の冊子もここに挟んであるので見ているのですけれども、要するに、区には、今会長がおっしゃった「配慮行動指針」という、これは環境基本計画が含むものになっているのですよね。兼ねるといいますか、両方を環境基本計画で賄うということが条例で、これも最後の附則のところにあります。附則の2番に、施行については、計画と言っているのは「配慮行動指針も含む」のですよと。ということは、ここにある9条3項の「配慮行動指針には」というところは、環境基本計画で定めるということ。</p> <p>多分、恐らくここが施策のところになってくると思うのです。配慮行動をどうやっていくのかというのが施策の具体的なお話。そこの1番に、先ほど「昔の公害」とおっしゃいましたけれども、前から私主張していますように、公害というのは今もある、厳然としてある。これはまず区としては認識、いかがですか。杉並区も公害はありますか。</p>
環境課長	<p>残念ながら、あるというふうに認識をしております。</p>
F 委員	<p>そうですね。であれば、「公害の防止」というのがまずイの一番ですよ。文言として明らかに配慮行動の指針にあるわけです。ところが、区の構想で</p>

は、杉並区に、じゃ、公害あるのですかというのがまず見えない。何をやるうとしていて「みどり豊かな環境にやさしいまち」と。「環境にやさしい」というのは、人間が出す負荷が環境を破壊しないこと、あるいは言ってしまうと、栄養分が多過ぎるとか、捨てる。ごみが多過ぎるとか、そういったところを言っていると思います。

例えば、人間に対して人間が出す毒物ですとか、そういったことの視点はここには入りづらい。「みどり豊かな環境にやさしいまち」というのは、自分たちの行動を環境に対してやさしいものにしましょうという、先ほどからおっしゃっている一人ひとりの生活が地球環境全体に影響しますよという、当然のことなのですけれども、生活を律しましょうという方向のお話は見えるのです。みどりを豊かにしましょうというのは、政策的にやらないと明らかなにできないところですので、それはわかりやすい。

ここに「公害」というのは、あるのかなのかすらがわからなくなってしまっているというところがまず大きくあると思う。その後の目標の中にも一切出てこないです。「基本取組」の中にも「再生エネルギー」ということはありますけれども、「住宅都市をつくる」という都市計画、エネルギー計画です。それと「ゆとりとうるおいを実感できるみどり」、これはみどりです。景観でいいのです。「環境づくりの主役になる」、これは心構えです。じゃ、「公害」はどこにいったのですか。この中のどこに入っていますかというのが、この構想の中で僕は見えないのですけれども、それはどこでしょうか。

環 境 部 長

それは、私からお答えします。

この基本構想については、杉並のまちの将来像ということで、区民の皆さんにも参画していただいて、つくってきたという経過があります。そういう中では、区の取り組み、あるいは区民の生活の全部のことが入っているかということをお聞きすると、決してそうではないわけでありまして。「公害」のことで今ご指摘がありましたけれども、それ以外にも、これはあると思います。

ですから、何でも入れてしまうというこの基本構想の作り方もあるかもしれませんが、区民の皆さんにも参画していただいて、つくった基本構想については、大きな骨格ということでつくっていただいている、私はそういうふうにご認識しております。

そういう中では、この「公害」というものがどれだけ今区民生活の中で優先度と申しますか、心の中の置き方として重たいものになっているかという、

F 委員	<p>今の社会状況なり、公害の杉並区の状況の中では、つくられてきた中の経過の中では、それほど重んじて、書くまで、記載するまでのものになってきたのではないのではなかろうかと、そのように私とらえております。</p> <p>では、構想の中では、あえて文言として「公害」を入れるほどではウエートとしてないでしょうというお話は納得しました。ただし、基本計画の中に、それをどう施策化していくかは、全く別のお話であるというふうに理解しました。それを施策の中でどうするかを練っていただきたいという意向だというのは、先ほどの課長からのお話でも理解しました。</p> <p>というときに、環境基本条例というものを満たせるように、こちらも計画の中には明らかにうたっている文言自体を消していくような作業をしないで、「公害の防止」というのは明らかに見てわかるように入れ込むべきだと。これは前の計画改定のおかげから私は主張していますが、条例にまず違反すべきじゃない。基本計画自体は、</p> <p>読んでくれればわかるでしょう。ここに書いてあるではないですかというお話ではなくて、明らかにやるべきことの一番に挙げてあることをまず1項目としては上げよう。それが大きな項目を見ていく中で、今確認できましたので、構想自体が間違っているのではないというふうに認識しますので、それを補うものとして今後議論させていただきたいなというふうに思います。</p>
部 会 長	<p>認識を共有したいのです。</p> <p>確かに、丁寧に書いていないのでわからないのですが、基本構想16ページ見ていただきたいのですが、基本構想の16ページ、「みどり豊かな環境にやさしいまち」と書いてあって、今さら、この文言をいいとか悪いとか言うつもりはないので、読み方でどう理解するかということですが、「10年後の姿」と書いてあって、「環境への負荷が少なく」というのが一番最初に書いていますよね。「環境への負荷が少なく」ってどういうことかということ、従来は公害対策基本法ときは、環境に悪さをする物質が出ていても、それが汚染を通じて人の健康、生活環境を破壊するということにならないようにしなくてはならないと言っていたのです。公害を防止しなさいと言っていたのです。「環境への負荷が少なく」というのは、公害にまでいかななくても、そういう可能性のあるものを出不さないようにしなさいというので、実はもっと厳しいのです。ですから、そういうふうに認識いただかなくては困るのですが。</p> <p>だから、「公害」が入っていないというのは、とんでもないので、「公害の</p>

		防止はもとより」というのが書いていないだけなのです。
F	委員	ただ、明らかにわかるのは、一般の人が読んだら、もっとわからないということ。そういうことなのです。
部	会長	でも、皆さんは区民の中のプロだから、そういうのを理解してください。
F	委員	計画の中に、なぜ言葉を入れるということにこだわるかという、そこなのです。誤解されるから。
部	会長	環境基本計画の中で、この「環境への負荷が少なく」というのは何か……、これって実は公害につながるかどうかわからないレベルであってもだめなのだよと。あえて極端なことを言いますと、離島で何にも人が住んでいなくても、そこに行って汚い廃棄物を捨ててもいいのか。あるいは——極端なことを言いますよ。飲みかけたジュースが余ったからって、どこに廃棄してもいいのか。確かに、人の健康であるとか、そういう視点から言ったら、害はないかもしれない。しかし、「環境への負荷が少ない」ということ、出すなというのは、そういうことすら出すなと言っているのですよ、これは実は。 そういう意味にとられると、環境基本計画では、環境基本法、環境基本条例になったときに、従来の汚染物質だとか汚濁物質といったものがみんな「環境への負荷が少なく」といったら、従来より一段と環境配慮行動が厳しくなったのだという理解をしているのです。
F	委員	ただ、されていない。
部	会長	いや、しなくてははいけませんね。
F	委員	ここでするとしたら、文言として明確にしないと、区民には絶対伝わらないということです。それが、最初に言っておきたいです。
部	会長	そういう意味なのですかね。これは、本当にこういう言葉が出てきたのは1990年代からなのです。それまでなかったのです、この言葉は。
F	委員	そういうことです。エコとか環境というのにシフトしたのが。
部	会長	いやいや、これは法律の用語ですよ。「環境への負荷」というのは。
F	委員	同時進行ですけれども、それはいいのです。要するに、本当にもしかすると、構想自体が間違いじゃないですかという疑問はあるのです。あるのです。欠落していませんかと。特に、区はこの部門の方々に。携わる方々の部門の方々にすら、それが欠落していたら、政策が全く誤ったことになるんじゃないですか。
部	会長	それで、この環境基本計画の中にも、先ほどないじゃないかとおっしゃった

		「10年後の姿」というところの一番最初に「環境への負荷が少なく」と書いてあるのですから。
F	委員	「負荷」と「毒性」は違うのです。
部	会長	報告、方向を出していますので、当然施策の中ではもっと具体的に書くわけですから、「公害の防止」は含んでいませんなんていうのは、ない。
F	委員	今の詳しくいいですか。
		「環境への負荷」の中に「公害」があるって、どうやって読むのですか。どのレベルの人がどういうふうに読めば。
部	会長	これは、国のレベルで言えば、環境基本法という法律の中に定義が書いてあるのです。
F	委員	そう。まず「公害」がありますよね。
部	会長	「公害」は当然あります。
F	委員	今回条例も「公害」をまず一番に挙げていますよね。ところが、目標になると消えるのです。あえて消してくる。
部	会長	これは、具体的な話ですから、もう既に。それは、次のステップの中で。
F	委員	ただ、それが間違いじゃないかという疑念がありますというのは、この大枠で言うておかないと。
部	会長	わかりました。
F	委員	それを前提に「間違っていないと思います」と言っていますね、構想自体が。
部	会長	はい。それはもう議論の中身だと思います。
		それで、先ほど環境基本計画は何かというところでは、今環境課長からお話をいただいて、条例を読んで、こういったものをつくるというのは、ただ何となくつくるのではなくて、条例というものに基づいて、こういうものをつくった上で行動を区民全体としてどうするかということの指針にするのだということなのだということは理解いただきたいなと思います。
		先ほどの条例の後ろのほうに、審議会というものの位置づけも書いていましたね。そこも大事なところですよ。
		3ページ目ですか。「意見を聴かなければならない。」、それをさらに第6項で「策定するに当たっては、区民、事業者などの意見を反映」というのが出ています。「結果は公表する」とも書かれています。「変更」についても同じなのだと書いています。こういうことを念頭に置いて進めるのだというふうに

<p>D 委 員</p>	<p>思います。</p> <p>今、大変難しい言葉でたくさん言われておりますけれども、私は前回の審議会で、最後のほうで委員の方がおっしゃった高井戸の清掃工場の周辺で今清掃工場の建てかえのことをおっしゃったのですけれども、あのお話を伺って、一番基本的なことは、私たちの暮らしの中で、この杉並区だけではなくて、会長が地球全体とおっしゃいましたけれども、いかなる環境も汚さないという覚悟をここに記すべきなのだと、私は委員のご意見を聞いて、同じ区内に住みながら、もちろん、工場も今建て直していることは知っておりましたけれども、日々刻々その工場の周辺の方には深刻な環境問題があるのだということを改めてお聞きして、何かそここのところはひどく他人事に思っていたということを大変反省いたしました。</p> <p>ですから、この改定に細かい施策はともかくとして、とにかく環境を汚さない、負荷を与えないというのは汚さない。そのために、基本計画に一番大事なのは、その視点をなくさないことだと思ったので、基本計画についてということについては、私は個人的にそういうふうに思いました。</p> <p>細かいことは、これから進めていくかと思いますが、行政と区民の役割を明確にして、何度も申し上げますが、私たちが暮らしの中で環境を汚さないようなことができる計画にしたいと思いました。</p>
<p>部 会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>せっかく皆さん、今条例の話になりましたので、1ページ目に実は言葉の定義が丁寧に書いてあるのです。見ていただけますか。</p> <p>下のほうに「定義」、「第二条」の記載があります。2項に「環境への負荷」と書いてあります。よく読んで「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」。「おそれ」ですから、それが支障にならなくてもだめなのです。先ほど私は離島に行ってジュースを流す話をしましたが、その行為が環境保全の「支障」になるかどうかと言われれば、多分ならないかもしれない。でも、「おそれ」にはなるのです。そういったようなものも減らすのだということです。</p> <p>下のほうに「公害」と書いてありまして、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう」とあ</p>

<p>F 委 員 部 会 長 環 境 課 長</p>	<p>る。それゆえ、環境の保全上の支障というものは、「公害」よりもっと広い概念なのです。その広い概念のものになる恐れがあるものを減らそうというのですから、それを「環境への負荷」と言っている。</p> <p>ここでわかっていただけなのは、環境への負荷を減らすのだという宣言をしたということは、公害が生ずるようなことはとんでもないという前提になっているのだということは理解していただき、共有していただかないと、何か抜けているのではないかとか、そういうふうには思いたくないということになる。</p> <p>あと、そのことが区民にもっとわかりやすくするにはどうしたらいいかというのは、今度は内容の問題なのです。だから、理念としては入っているのだということは忘れてはいけません。</p> <p>時々条例だとか法律を読まなくてははいけませんね。</p> <p>そう。入っているというよりは、それがメインなのです、これ読めば。明らかに「公害防止」がメインなのです。ほかはつけ足しに近いのです。</p> <p>環境課長さん、途中までで、切ってしまったので、続きを説明していただけますか。</p> <p>それでは、今環境基本計画、環境基本条例、それぞれの位置づけということで、会長のほうからいろいろとお話を伺いまして、ある程度共通認識をされたという前提でよろしいでしょうか。</p> <p>ということで、今日の本題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、資料2をご覧くださいと存じます。</p> <p>それと、その前に環境基本計画の52ページをご覧くださいと思います。現計画の52ページです。</p> <p>先ほど会長からお話がありましたように、いわゆるPDCAサイクルをそこに記載してございます。</p> <p>これに基づいて計画は進行管理を行っているのですが、その53ページの「計画」の項にございますように、「計画は、各事業の点検・評価結果や目標の達成状況及び見直しの結果を踏まえ、必要な改定を行う」ということと、その下に「点検・評価」という項がございますが、「各事業の実施状況や区民、事業者の活動状況を踏まえ、5つの基本目標の達成状況を確認し、審議会からの意見などを踏まえて行う」ということが記載してございますので、今回ご説明するものにつきましては、計画改定作業の1つ、第一弾といいます</p>
------------------------------------	--



か、そういうものということでご理解いただければと思ってございます。

本日、5つの基本目標のそれぞれについては、先ほどお話ししましたように、グループの中で、個々細かくやっていきたいと思ってございますので、本日は概略というか、大まかな形でのご説明をさせていただきたいと思っています。

それでは、資料2をご覧くださいと思います。

まず「基本計画の取組状況」ということでございますが、この資料につきましては、お手元でございます、平成24年度の環境白書、そこの19ページから51ページにおける「基本計画における施策等の進捗状況」、これを基本目標ごとに表にまとめたものでございます。

それと、白書の20ページと21ページ、これは「基本目標」と「具体的な施策」、計画の体系図ということでございますので、それらを参考にさせていただければと思っております。

それでは、環境目標につきまして、「基本目標Ⅰ 持続的発展が可能なまちをつくる」というところで、「環境目標」がございます。この「環境目標」というものは、区民、事業者、行政の協働により達成する具体的な目標数値でございます。

環境目標の達成状況は、計画当初の20年度と直近の23年度の実績、また25年度の目標値です。計画の目標年度、最終年度でございますが、それを示してございます。

備考には区の総合計画、33年度までの計画でございますが、そこに示されている新たな目標などを記載してございますので、今後、整合を図っていかねければならないというところでございます。

また、その下でございますが、1と2というようなことが記載してございますが、これは施策でございまして、その下に事業名と、右に行きまして「これまでの主な取組」、「評価と課題」、これを記載してございます。

これらを踏まえまして、基本目標の方向性、考え方を示していただきたいというふうに考えています。

また、今日お配りしました資料4でございますが、これが環境目標のⅠからⅤの全体のを20年度から23年度の実績と25年度の目標を、一表にしたものでございますので、参考にさせていただければと思っております。

それでは、「基本目標Ⅰ」でございますが、また白書に戻っていただきまし

て、23ページをご覧ください。と思います。

ここに「基本目標Ⅰ 持続的発展が可能なまちをつくる」ということで、その下に記載してございますが、これまでの取り組みを総括的に記載しているものでございます。

これも今後の個々の取り組み、基本目標の話の中で参考にしていただければと思っております。

それでは、環境目標に入りますけれども、いずれの指標も25年度の目標値は達成していないというところでございます。

一番上の「太陽光の発電普及率」ということでございますが、総合計画では、33年度まで普及率10%を目指すというところが示されてございます。

次の「二酸化炭素の排出量」、これにつきましても目標年度は目標数値を満たしてございません。これは原子力発電所の停止等による影響が多分にあるということでございます。

また、「区民一人あたりのごみの排出量」、これも前回話がございましたように、有料化を前提とした数値目標でございますので、次回の数値目標としては総合計画にございます460グラムを使っていくということで、現実を加味した数値を使うということで決まっております。

その下の「リサイクル率」についても同様でございます。

その下の「マイバッグの持参率」、これにつきましては、レジ袋を有料化したスーパーではほとんどが60%以上ということでございますので、この数値を目標にいろいろ取り組みをしてきたものでございますが、結果としては、コンビニでの有料化等がなかなか進んでいないというようなことから、このような低い数値でとどまっているというような状況でございます。

次に、「基本目標Ⅰ」の(1)として、「地球温暖化防止への取組」、その下が(2)として、「循環型社会を目指す取組」というような2つの施策がございまして、これらの施策を進める事業としましては、3事業と10事業、計13事業で基本目標の達成に向けて取り組んでいるというところでございます。

それで、また資料2には「これまでの主な取組」としてまとめてございますので、後ほどご覧ください。と思います。

次は、「評価と課題」ということです。「地球温暖化の防止」という施策につきましても、太陽光発電機器の普及は徐々に進んでいるということでございますが、コストの問題が課題です。また区の施設の節電対策は進んでおり、今

後も継続して取り組みます。さらに、防災やまちづくりの観点を含めて地域分散型エネルギー社会の構築を今後進めていくということが求められているところです。

現在、国のエネルギー政策は見直し中で、今後の国の動向を注視していきたいというところが「評価と課題」の中にかいつまんだものでございます。

その下の「循環型社会」の「評価と課題」ですが、第1回から第3回の部会で既にご議論いただいておりますので、ここについては、その項については省略をさせていただきます。また、スーパーのレジ袋の有料化が進んでいないというようなことも記載してございますが、これは先ほど申しましたコンビニの有料化が進んでいないというところが課題としてとらえているところでございます。

下のほうにございます「中学生の環境サミット」、これについては環境問題を学ぶよい機会でございますので、今後も環境教育の一環として充実を図っていききたいというところが区側の「評価と課題」というところでございます。

次は、「基本目標Ⅱ」でございます。「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」というところでございまして、これにつきましても、後ほどご覧いただければと思いますが、その取り組みを白書の27ページに総括的に記載をしているところでございます。

次は、「環境目標」でございますが、「二酸化窒素濃度の平均値」及び「光化学スモッグの被害者数」、「大気のコキシシキ類の年平均値」につきましては、25年度の目標値を達成してございます。

ほかの4つのものについては未達成ということで、1つには交通の安全性がよいと思う人の割合については、ほぼ横ばいです。これにつきましては、指標として適切かどうかという検討をしていかなければいけないと認識してございます。

あと神田川のBODの年の平均値については、環境基準は満たしてございますが、よりきれいな川を目指すという上では、当該の数値を持って今後も継続して監視が必要という見解を持ってございます。

また、公害相談件数につきましては全体として減ってきておりますが、近隣騒音への苦情が多くなってきています。近隣のコミュニケーション不足などの問題が背景にあるのではないかと感じてございます。

騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合については、増加傾向にあるという

ところでございます。

「基本目標Ⅱ」につきましては、3つの施策がございます。それぞれの3つの施策の下にそれぞれ事業がございまして、この基本目標については、全部で30事業で取り組んでいるところでございます。

「評価と課題」というところでございますが、「自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組」といたしましては、都のディーゼル車規制後、低公害車の買い換えが進んでいると考えてございます。また、大気汚染は改善しつつあるが、光化学スモッグの原因とされる光化学オキシダントにつきましては、環境基準を達成できていないということで、その原因となるVOC、これらについての排出抑制が今後の課題というところでございます。

また、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5につきましては、その対応が今後の課題というところで認識をしてございます。

大気汚染対策につきましては、広域的な対応が必要というところで、国や都、それぞれの役割分担のもと、協力して対応していくことが重要だと存じます。

その下にございます「化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組」の、「評価と課題」ですが、有害化学物質の排出の把握や指導により排出量は減少傾向にあります。

一方で指定作業場のクリーニング店や駐車場などの届出と現況を把握することが必要だということでございます。

さらに、アスベストやダイオキシンへの対応は、今後も継続して取り組む課題と存じます。

一番下の「その他の都市型公害を防ぐ取組」の「評価と課題」でございしますが、区では工場は減っておりますが、従来型の公害よりも生活騒音、悪臭などの苦情が増えています。また原発事故後、放射能に対する問い合わせが増えているというような新たな課題もございます。

次は、「基本目標Ⅲ」です。

「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」というところで、白書の34ページに「基本目標Ⅲ」を達成するための取り組みについて総括的に記載をしているというところでございます。

「環境目標」の中の、「みどりの調査」につきましては、5年に1回ということで、「接道部の緑化率」や「緑被率」は数値が出せないというような状況

であるということと、「緑が豊かだと思う人の割合」につきましては、「みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合」については、目標は未達成でございますが、増加傾向にあるというところです。

それと、「区民農園の年間利用者数」については、目標は達成をしております。

この「基本目標Ⅲ」につきましては、「連続したみどりを保全・創出する取組」以下3つの施策がございまして、それらを推進する事業としましては、計36事業がございまして。

「評価と課題」としましては、「連続したみどりを保全・創出する取組」としましては、杉並区におきましては、民有地のみどりが多いということから、共有の財産として守っていくことが大切と存じます。

また、公園については、桃井原っぱ公園など着実に増加しておりますが、23区の中では低い状況であり、今後も公園用地の確保が重要であるというところでございます。

また東京電力グラウンドの跡地につきましては、今年取得をしまして、今後公園整備を進める予定であるというところでございます。

次は「自然生態系の保全の取組」というところで、自然環境調査については、昭和60年から定期的の実施をしております、評価が高いというところでございます。

今後は、調査結果を環境学習等に活用されるよう工夫が必要ということで、課題として持っております。

次は、「みどりや自然に親しめる取組」ということで、区民農園など農業に関する事業が好評でございます。また「みどりのボランティア」の活動の輪は広がってございまして、その活動の充実が今後は必要というところでございます。

次が「環境目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる」というところで、これも環境白書の43ページに総括的なものが記載してございます。

それと「環境目標」につきましては、「吸殻の散乱状況」は25年度目標値は未達成だが、かなり減ってきているというところと、「クリーン大作戦」、「花咲かせ隊等の参加団体数」については、目標値を達成してございます。

「町並みの美しさや落ち着きがあってよいと思う人の割合」については未達成ですが、増加傾向にあると。「買い物の便がよいと思う人の割合」について

は、横ばい状態で未達成ということでございます。

「基本目標Ⅳ」につきましては、2つの施策がございまして、それを進めていく事業が19事業ございます。

「評価と課題」ということでございますが、「美しく清潔なまちへの取組」として、放置自転車対策は、快適な環境づくりに重要であり、今後も継続して取り組みます。また、一部の地域では、ごみの散乱や不法投棄があり、今後も排出指導を継続していく必要があると考えます。

「クリーン大作戦」としての地域清掃活動は定着しつつあります。

また、空き家の適正管理や路上喫煙指導については、関連部署や地域と連携して、今後効果的な対応を図るところでございます。

次の「個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組」として、魅力あるまちなみの創出には、さまざまな機会を通じた普及啓発などにより、理解を深めてもらう必要があると考えます。

さらに、公共建築物の建設には、まちづくりにおける景観計画との調整が課題でございます。

公共サインにつきましては、経年変化により劣化してきており、街並みにマッチした建てかえ等が必要というところでございます。

最後に「基本目標Ⅴ」でございます。「区民、事業者、区がともに考え、行動するまちをつくる」として、総括的なものを環境白書の48ページに記載してございます。

この「環境目標」につきましては、「清掃に関する意見交換会参加者数」以下の3指標につきましては、25年度の目標値は達成していませんが、増加傾向にあるということと、あと「二酸化炭素排出量」以下の4つの「環境目標」につきましては、他の環境目標の再掲ということでございます。

「基本目標Ⅴ」につきましては、「環境教育、環境学習の拡充・推進」以下、3施策がございまして、それを進めていく事業が13事業あるというところでございます。

あと「評価と課題」としては、「環境教育、環境学習の拡充・推進」については、「すぎなみ環境情報館」を環境活動の核としてさらなる充実を図るということと、環境学習への支援や出前講座などは、環境に対する意識の向上は有効ということでございます。

「環境保全活動の推進」につきましては、全庁的な省エネによりまして、エ

<p>部 会 長</p>	<p>エネルギー使用量は減少しており、効果があったということでございます。</p> <p>「参加と協働のための仕組みづくりの推進」、これにつきましては、区民、環境団体等の活動支援は費用対効果等を考慮し、検討が必要というところと、「省エネナビ」などの家庭でのエネルギー使用量の「見える化」が省エネ意識の向上に効果があり、今後も取り組みを推進ということで、以上、大まかではございますが、一応「評価と課題」を実施しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今説明いただいたのは、3年前に策定された、現環境基本計画の5つの項目と、そこに掲げられた、より詳細な目標と現状です。今お話しいただいたものを詳細にチェックするというよりも、今は大きな5つのブロックに分けて、それぞれについて目標とさらに具体的な施策を体系化したとご理解ください。</p> <p>今ここで議論しておきたいのは、こういうふうな大枠の立て方で今後検討・審議を進めていくのでいいのか。この枠自体が場合によっては見直したほうがいいのか、あるいは、今読んでいただいた中で重大な項目が落ちているのではないかとか、これはどうなのかというような、こういう大枠の話をしてみたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>次回からは、それぞれの枠ごとに分担をして詳細にいきましょうということ</p> <p>で。</p> <p>それでは、Hさんからお願いします。</p>
<p>H 委 員</p>	<p>大枠の話が出たのですが、3点あって、まず前回、11月の審議会のときに申し上げたのですが、この環境目標ですか、ある程度意欲的な目標にするか、それとも地に足のついた現実的なものにしていくかという、そこで、ごみの排出量なんかは現実的なものにしていくのであれば、ほかのものなんかもある程度、例えばある程度理想的なものであって、地に足つけたほうがいいんじゃないかというのがまず1点と、個別施策に関しては、今回は申し上げないのですが、例えば環境目標だけに関して言えば、中期目標みたいな形で、例えば10年の大きい計画であれば、目標に関しては3年ごとに中期の目標と中期の達成状況とか、そういったふうにしていったほうが長い目で見て望ましいのではないかなというのがありました。</p> <p>次なのですけれども、今回私自身が自制自戒もあって申し上げるのですけれども、こういった前回11月の審議会で白書の中身に関するお話があったので</p>

	<p>すが、個別の施策とか政策とか、いいものは非常にあるのですけれども、今日も話が個別の中身に入ったり全体行ったりとか、行ったり来たりしやすい。やはりわかりにくいのです。もし、今後基本計画つくられるときには、せっかく今後この分野に造詣の深い会長がいらっしゃいますので、ある程度全体の方向性をもっとわかりやすくやり直していただいても相当見える化というか、進むのではないかなというふうには思います。</p> <p>それで大枠の2点で、あと1点、別件なのですけれども、会議記録で前回の30日の議事録を拝見したのですけれども、1カ所誤植があったので、ここは直していただければと思います。</p>
部 会 長	<p>それは、後で最後に。</p> <p>要するに、目標の性格そのものに関して、意欲的な理想論を書くのか、現実的なものにするのかというのと、それから、どうせなら中間目標みたいなものを設定したほうがいいのかという話ですね。</p> <p>2つ目のものは、できたものをいかにわかりやすく、要するに区民がそれを見てわかるような、自分のものなのだとわかるようなものに仕上げる、そういう意味でしょうか。それとも計画自体をもっと少し、もうちょっと市民目線のものに組みかえたほうがいいのかという意味なのですか。</p>
H 委 員	<p>表現のほうで、最終的に審議会で一個一個できたものに関して意見を求めるという、しょっちゅうやっているのですけれども、どうしても話がミクロの段階にいつちゃうので、そこでどうしてもやれないような文言とか、そっちのほうがりやすいので、もうちょっとわかりやすくすると、全体的な区民の理解とか行政の整合性なんかもとれてくるのではないかなと思います。</p>
部 会 長	<p>最終的には、計画そのものが区長の名前で区として定められるわけです。ですから、計画そのものはこの審議会で詳細な文言まで審議会で議論するわけではないのですが、ここに入れるべき魂はここできちんと議論しましょうというのがスタンスなのです。</p> <p>そうすると、Vのところが大切なのでしょうか。Vのところをどうやって、これをもっと計画として実効性のあるものにしていく。行政の担当者の机にあるだけでは意味ないわけですから。</p> <p>今の目標の話はどうでしょうか。これまた後で出てくると思いますが、例えば具体的にどこか危惧されるようなものがありますか。絵にかいたもちになりそうではないかという項目などが何かありますか。</p>



H 委 員	<p>例えば、CO<sub>2</sub>排出量もどうしても今火力で燃やしている以上、やはり増えざるを得ないわけですし、例えば原子力のウエートがどんと上がると一気に下がることは確かですけども、そうすると、どうしても脱原発の問題とか出てきますので、社会情勢とか、そのときの国民世論によって大きく左右されるものってありますので、まずは基本的なものと、いわゆるわかりやすい言葉で言うところの水ものみたいなものとは、もうちょっと分けて、ある程度目標設定というのはしていったほうがいいのではないかなというふうには思います。</p>
部 会 長	<p>あと何かほかにありますか。今の温暖化の話は、なかなか際どいなと私も思いますが。個別で入れておきますね。</p>
H 委 員	<p>あとほかにあるのは、太陽光もちょっと水ものになりやすいかなというのはありますね。</p>
部 会 長	<p>太陽光もこれも値段とかによって、普及の割合は大分変わってきますので。</p>
H 委 員	<p>この「2%」と書いてある、ここがですか。</p>
地域エネルギー 対策担当課長	<p>はい。</p> <p>太陽光につきましては、24年度、現段階で今日までの助成件数で2%を超しております。CO<sub>2</sub>のほうは、これは京都議定書のマイナス6%を杉並区で実践したらどうなるかというシミュレーションで立てた目標で、国の国際的公約、条約締結に基づいたものを目標値として掲げているものでございます。</p>
部 会 長	<p>今回、だから新たにまた審議するわけですよ。その段階なのですが、2月の下旬ぐらいに議論するのですが、なかなか悩ましいと正直思います。</p> <p>あと今日個別に入ると、どんどん詳細に入ってしまうのですが、原子力の問題も含めて、国としてエネルギー基本計画を今後どう定めるのか。それが、多分春から夏くらいになってしまうのではないかと思います。それを踏まえて、国としても2020年ぐらいの——区の環境基本計画の終期は2021年ですけども、2020年ぐらいの国としての目標も立てるための作業を急いでこれからやると思うのです。国から出てくる時期はわかりませんが、今から半年後とか6月、7月ぐらいになるかもしれないです。</p> <p>そうすると、ここの審議会の答申は、際どい微妙な時期になりますね。だから、そういうような議論がこれから出てくるわけです。今ここで議論しても効率的ではないので、そういう悩みを皆さんと一緒にさせていただきたいということでもあります。</p> <p>ほか何か大枠でどうですか。こういう大きく5つの項目に整理をして、それ</p>

D	委員	<p>それぞれについて何を入れるかということ——何を入れるかというのは、またそれぞれのところで議論したいと思うのですが、今日は包括的に気づかれた事項でいいと思うのですが。</p> <p>私たちがこれを区民に実際にやっていただくときに、大きく言えば環境教育ということなのですけれども、なぜこれをしなければならないかというところを私は区民と行政で共有していく必要があると思うのです。ごみの問題もそうですが、数字だけ減らします、減らしますではなくて、暮らしの中で私たちがなぜこれをしなければいけないのかが共有できることが重要。それと、これもちょっと施策のほうになってしまいますけれども、「中学生環境サミット」がありますけれども、私は義務教育の小学校から中学の9年間でこの環境の教育が区の小・中学校できちんとやってほしいと思うので、そういうことも、それは教育に関することではありますが、この環境基本計画の中に何らかの形で入れていただきたいというふうに思います。</p>
部	会長	<p>今一応「基本目標V」というところ、5つ目の枠に「環境教育、環境学習の拡充・推進」に入っていますよね。</p> <p>要するに、ここをその段階でまた議論いただきたいのですが、ここを特に強調したいと、強化したいという意思の表示ですね。</p>
D	委員	はい。
部	会長	ほか何かありませんか。
H	委員	さっきと関連して、これからの個別の状況認識としては、「V」のさっきD委員からお話しあった関連して「環境情報館」の位置づけと、あと「環境審議会の運営」と書いてあるのですけれども、これも条例で審議会に関しては書いてあるので、ここの項目にどう入れるかというのは、今後の検討課題とは思いますが。
部	会長	計画の中に「環境審議会の運営」というのは、入っているのですか。この5ページの資料に。
環	境課長	事業としては入っています。
部	会長	そうなのですか。計画に入れるのですか。何となくおもしろいですね。
環	境課長	現在は入っているというところで。議論のあるところだと思います。
部	会長	あとそれともうひとつは。
H	委員	あとは「環境情報館」の位置づけという。
部	会長	そこがポイントだという話ですね。

<p>A 委員</p> <p>部会長</p>	<p>多分こういった皆様が重要だなというものと、入っているかどうかだけじゃなくて、それを評価するときには基本目標のところに書いてある指標がありますよね。指標として何が適切なのかというあたりが後で議論になってくるのかなという気がします。</p> <p>指標化することによって、それを毎年チェックしていくということになる。それによって、より充実しているのか、していないのかという、これをもってメルクマールにしようということですから。</p> <p>ほかいかがですか。</p> <p>太陽光発電とかというのが結構省エネルギーの問題として普及し始めていますけれども、現実には太陽光パネルの処分の方法というのがまだ決まっていないとか、どういう処分の仕方をしていいのかというのが課題になっているという話聞いたことがあるのです。</p> <p>あとエコキュートというのの中で、エコキュートを隣の家を設置された方が低周波の障害を受けて訴訟に入っているということも載っていますから、そういった面でプラスの面とマイナスの面を何らかの形でうたうというのは必要じゃないかなと思います。</p> <p>それは具体的に審議を進めていく中でまた議論いただきたいと思います。</p> <p>ちなみに、ほかの自治体、ほかの区の環境基本計画見ると、みんなそれぞれユニークなくくり方をやっているわけです。別にこれ全国、全自治体の決まり枠では別がないわけでありまして。</p> <p>これは、その地域の地域性だとか特殊性だとか、そういったものにふさわしければ、これでよろしいのです。</p> <p>例えば、例として適切ではないかもしれませんが、国分寺市あたりでは、地下水に関連した項目がすごく膨らむわけです。湧水が非常に重要であるようなまちになると、それが1つの項目になったりするわけです。それは当然違って構わないわけです。</p> <p>よろしければ、これを1つ前提に、それぞれの項目に何を入れるのか。何を指標にするのが一番いいのかということについての議論は、次回、次々回、次々々回にするということで進めさせてください。</p> <p>一応今日少なくともやらなきゃいけないのはここなのですが、分担の話なのですが、その前に、事務局として予定していた重要なことは何かありましたか。いかがですか。</p>
------------------------	--

環境課長	<p>今回、3グループに分けさせていただき提案させていただいたので、日程等の関係もございますので、もし、この場でグループ分けを決められるのであれば。</p>
部会長	<p>先ほど一番冒頭に事務局からご説明あったのは、5つに分けるということを前提にして、まずはそれぞれについて事務局にも入ってもらって、詳細な少し議論を、先ほど来もう既に入っていますけれども、やってみようということです。</p> <p>5つに分けるというのもいいのですが、余りにも時間が大変なので、Ⅲ、Ⅳというのを一くりにして、次に、Ⅰ、Ⅱをやって、それで最後に横断的にⅤをやろうという流れです。</p> <p>最初にご提案あったのは、Ⅴはすべてに係るから全員で参加いたしませんかということです。Ⅰ、ⅡとⅢ、Ⅳは立て続けにやるので、全員が多分なかなか日程つくという日もなかなかつらいので、1月29日、2月5日ということで、少なくとも最低どちらかには入っていただきたいなということでもあります。もちろん、だから、逆に言えば、2つとも入るといって人がいて全然構わないわけですが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、どうでしょうか。皆さんご自分としてお考えありますでしょうか。Ⅴは入るという前提で、自分はⅠ、Ⅱを中心にいきたい、あるいはⅢ、Ⅳを中心にいきたいということで、ここで分担を決めさせていただいてよろしいですか。</p> <p>どうでしょうか。手を挙げてもらっていいでしょうか。</p> <p>Ⅰ、Ⅱ、要するに「持続可能な世界」ということで、これは「温暖化」だとか「循環型社会」というものが中心。</p> <p>Ⅱというのは、先ほど来ありました「公害」に関する問題だとか「大気」だとか「水」だとか、あるいは「騒音・振動問題」だとか、そういったようなものが中心であります。</p> <p>これでワングループであります。</p> <p>Ⅲというのは、「自然保護」だとか「景観」だとか。</p> <p>Ⅳは「まちづくり」の問題だということでもあります。</p> <p>Ⅰ、Ⅱ、ご参加いただける方いかがでしょうか。手を挙げていただけますか。</p> <p>わかりました。両方でいいのですよ。別に遠慮する必要はないのですが。事</p>

	<p>務局で記録よろしいですか。</p>
環境課長	<p>できれば、五、六名のほうが。</p>
部会長	<p>多いでしょうか？</p>
環境課長	<p>ほとんど全員のような気がしますけれども。</p>
部会長	<p>困りましたね。今は、6名ぐらいだと思いますが、IさんとHさんとGさんと、それからFさんも手を挙げられたのですよね</p>
部会長	<p>こちらのほうは、Dさんと、それからBさんですね。それからAさんと手を挙げられたので7名の方です。5、6名も7も余り変わらないような気がしますすが、だめでしょうか。</p>
環境課長	<p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>1グループにつきましては、I委員とH委員とG委員とF委員とA員とB委員とD委員の7名というところで。</p>
部会長	<p>それから、Ⅲ、Ⅳはいかがですか。先にⅢ、Ⅳいかがですか。3人というのは寂しいな。</p> <p>I委員、H委員、それからE委員、それからC委員ですね。4人。よろしいですか。バランスが若干悪いけれども、4人对7人。</p> <p>我々もいますので、今のところ、都合からJ委員がどうしても——どちらがだめだとおっしゃったのでしたっけ。</p>
J委員	<p>2月5日がだめなのです。</p>
部会長	<p>2月5日がだめだったのですね。ということで、1月29日にはJ委員を中心に議論をしていただきたい。私もその日は出席します。</p> <p>やり方なのですが、提案なのですが、いわゆる審議をする、こういう形で審議するというよりも、もうちょっとざっくりばらんなワークショップというか、作業の延長みたいな形で、でも場合によっては——事務局と相談したいのですが、模造紙だとか壁に自分の考えを書いていくとか。皆さんに例えばキーワードは何ですかというのをそれぞれ出してもらおうとか、順番の形で議論をしていると、時間がなかなか大変で、多くの情報の共有というのが、黙っている方はどうですかと一々やらなきゃいけない。そうすると、皆さん一斉に出してもらおうとか。出しながら、お互いに何が違うのかとか、何が共有点だとか、そういうやり方もありますので、少しそういうのも考えたいなと思う。</p> <p>どうですか。そういうほうがよろしいでしょう。</p> <p>問題は、貴重な仕事をしていただいている議事録、そうやってやると多分書</p>

<p>環境課長 部会長 環境課長 部会長 環境課長 部会長</p>	<p>けないのではないかと思います。</p> <p>それから、あとこちらは公開だったのですか。どうだったでしょうか。</p> <p>審議会は公開とさせていただいております。</p> <p>部会はいかがですか。</p> <p>部会も準じております。</p> <p>ですね。問題は、ワークショップも公開でやるのかどうかです。</p> <p>それは部会の考えでよろしいかと思います。</p> <p>よろしいですか。同意するのかなというのが。作業をしているのを何か黙々と見ているというの——別に構わないのですが、皆さん何か別に構わないのですか。公開の場でワークショップみたいな作業やると。</p> <p>議事録が非常に作りにくいので、事実上はそのときにやったことを私とJさんか、あるいはどなたかにお手伝いしていただいて、何が議論されて、何が結果だったのかというあたりは資料を事務局と相談しながら作り上げていて、それを集約するのは3月の段階——4月だったでしょうか。</p>
<p>環境課長 部会長</p>	<p>それは4月です。</p> <p>4月ですね。4月の段階で、それぞれⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴでどういうことがあったのかということ全員で共有するということになっていると思います。</p> <p>進め方は、もう一回Jさんと、それから事務局とよく相談して、どういう方法がいいのか考えさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、事務局のほうは大変だと思いますけれども、先ほど来ありましたように、課題に専念するというのは多分大変かもしれないので、事前の段階で、すべての資料が整う前に、何かわかりやすいような資料の提示などを工夫していただければありがたいなと思います。</p> <p>何かそれ以外に皆さんから、それぞれの項目に関する作業を行うに当たって注文だとか何かアイデアとかございますか。</p> <p>皆様にお願ひしたいのは、先ほどございましたこれとか、先ほどの環境白書の関係するところをよくご覧いただきたいなということをお願いいたします。</p> <p>ご覧いただいて、ある程度どういうものなのかということをおわかっていただいた上でやっていただかないと、急にそこで基本からもう一回勉強しましょうとやっていると進まなくなってしまうので、やることは多分今まで何が問題だったのか、何がうまくいっているのかという現状に対する評価というのをまずきちんとやった上で、これから5年先、10年先というものに対して何を目指して</p>

	<p>いくのかということの共有と、それを具体化するために、余りディテールではないレベルで、しかしこういう取り組みが大切じゃないのかとか、強化すべきじゃないのかとか、そういったことについての議論をきちんと意見を出していただきたいなというのは当然ありますよね。</p> <p>事務局も、そのときは議論にぜひ積極的に加わっていただきたいのです。一番のヘッドじゃなくて結構ですが、アイデアに満ちた方をお願いしたい。ヘッドがアイデアに満ちていないというのではなく、そういう積極的にかかわっていただける方がいらっしゃったら、そのほうがありがたいのです。議論に、作業に参加していただいたほうが良いと思います。</p> <p>よろしいですか。何かありますか。</p>
H 委員	<p>そういう意味で注文というより、どうしても議会みたいになりやすいので、実際にこういうのを抱えている方に来てもらったほうが良いと思います。</p>
部 会 長	<p>いらっしゃるんじゃないですか。</p>
環 境 課 長	<p>一応今回まとめたときに、主管課のほうに調査をしてございますので、そういう関係の所管の職員も今回グループの中に入って検討に加わるということではやっていきたいと思います。</p>
部 会 長	<p>ずっと座って議論しない可能性がありますので、場合によっては名札つけて、何々課の誰だとわかるようにして。お互いにやりましょう。</p> <p>あとはよろしいですか。</p> <p>日程はよろしいですか。</p> <p>最後になりますが、10月30日の会議記録、先ほど指摘が既にありましたけれども、いかがですか。何かお気づきの点はありますか。</p>
H 委員	<p>直していただきたいのは、16ページの下から10行の「先ほどDOWAとか」というので、15ページに「DOWAホールディングス」とあって、アルファベット「DOWA」なので、この漢字を、これは余りよろしくない変換ですから、ここをお願いします。</p>
部 会 長	<p>なるほど、なるほど。ほか何かございますか。今の段階じゃなくてもよろしいですね。</p> <p>今みたいなお気づきの点があれば、1週間程度の間には事務局にお願いいたします。</p> <p>以上で、今日の日程は終わりましたので、事務局にお返ししたいと思います。</p>

環 境 課 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後継続的に議論を進めていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、2月28日に審議会の開催予定が入っております。こちらについては先ほどありました一般廃棄物処理基本計画の中間のまとめという形で、答申をするということで審議会のほうをお願いしたいと思っております。あわせてよろしくをお願いしたいと思っております。</p>
部 会 長	<p>一般廃棄物処理基本計画について、今事務局のほうで答申の素案を今私のほうとも作業を行っていますが、ご意見をぜひ出してください。前回議論したことを踏まえて、何かお気づきの点など、皆さんからありましたらお願いします。前回のところから、こういうのを盛り込んだらどうだとか、ぜひ積極的に出していただきたいと思うのですが、計画の答申に盛り込むべきものも皆さんに最終的にいつごろお出しすることになってはいますか、今。スケジュール的には。</p>
ごみ減量対策課長	<p>これから会長とも調整させていただいて、また皆様方からのご意見があればいただいて、まとめの作業に入っていくわけですけれども、ある程度できた段階で皆さんに見ていただいて、確認していただくということになります。1月中旬ぐらいまでには案をお見せして、またそこで見ていただいて、ご意見があればということやっていきたいと思っております。</p>
部 会 長	<p>ということですので、そちらのほうをぜひお忘れなく、まだ終わったわけではないので、よろしくをお願いします。</p>
D 委 員	<p>この一般廃棄物処理基本計画に対する答申案というのは、もうこの部会では1度も共有されないのですか、そうすると。</p>
部 会 長	<p>答申案は、意見を皆さんに出していただくもので集約をして、それを議論という形ではしませんが、皆さんにはチェックいただいて、それを答申案文にまとめていくという作業をします。それを2月28日ですね。</p>
環 境 課 長	<p>2月28日の10時からです。</p>
部 会 長	<p>部会ではなくて審議会という場で最終的にチェックする。だから、部会の段階ではできないですね。部会レベルでは。審議会になります、次は。</p>
D 委 員	<p>そうですか。</p>
部 会 長	<p>部会でやったほうがいいのかという考えなのですか。</p>
D 委 員	<p>いや、もう時間的に、もうそういうスケジュールだったら仕方がないのです</p>



		が、すみません、私前回の部会を欠席したものですから、その部会で私は骨子案の承認があったのだと思っていたのです、当然ながら。審議会に出すときに、部会としてはこういう考えですということで合意をとってお出しになったと思ったのですが。
部	会 長	骨子ではないわけですよ、最終的に部会でまとめる。審議会はあくまで答申なのです。
D	委 員	前回審議会に出されたものは骨子でしたよね。今会長が意見をとおっしゃるのですが、これは骨子という以上、ここに肉づけしていくというふうに審議会で会長はおっしゃったのですけれども。
部	会 長	骨子に肉づけというよりは、骨子に対する、骨子を踏まえて今まで議論してきた事実がありますよね。それを踏まえて答申の案をこれからつくっていくわけですね。そこにこういうのをぜひ入れたほうがいいのではないかとというようなご意見があれば、出していただきたいということです。
D	委 員	そのときに、今ある骨子で肉づけというか、これから厚くしていく内容というのは、この骨子案にある主な意見のところを取り入れていらっしゃるということですか。その主な意見の中に入っていないものは、取り上げられ——つまり、ついていかないということですか。
部	会 長	今まで数カ月間審議をやりましたね。その中で議論されていることは当然意見をまとめていくことになると思いますが、今までの審議の流れとは違う何か文面、新たな項目が出てくると、答申に向けてまとめていくことが困難となることも考えられますので、今までの議論の中でこういう議論があったのだけれども、これが活かされていませんねとか、そういう意見があれば、大いに出していただきたいと思うのです。
D	委 員	はい、わかりました。
部	会 長	では、1月の中ぐらいまでに私のほうで、もう少し作業をいたします。それを皆さんのほうに答申の案という形で出して、それをまた往復少しさせていただいた上で固めて、2月28日に答申ということになるかと思います。
D	委 員	そういたしますと、1月の中まで、まとめるところまでに、もし意見があれば出したほうが良いということですね。
部	会 長	そうですね。そのほうがありがたいですね。
D	委 員	具体的には、いつごろまでと考えたらよろしいですか。
部	会 長	それでは、年内ということではいかがでしょうか。年内といっても、仕事納め

D 委 員 部 会 長 環 境 課 長	の前。12月27日ぐらいはいかがでしょうか。あと10日間ありますね。 はい、承知いたしました。 よろしゅうございますか。私からは以上であります。 特にございません。少々早いのですけれども、来年もよろしくお願ひしたい と存じます。皆さま、よいお年をお迎へください。
部 会 長	どうもありがとうございました。